

大和町スポーツ支援奨励金要綱

(趣 旨)

第1条 町は、町民の生涯スポーツの普及とその発展を図るとともに、町民のスポーツ推進及び競技力向上のため、東北大会以上のスポーツ大会へ出場する選手等へ「大和町スポーツ支援奨励金」(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定める。

(交付対象等)

第2条 奨励金の対象となるスポーツ大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 県大会以上の予選会又は選抜を経て行われる東北大会または、全国大会
- (2) 国際規模の大会
- (3) その他町長が適当と認める大会

2 交付対象者は、上記に該当するスポーツ大会に出場する個人、団体を対象とする。

(交付額)

第3条 奨励金の額は別表に定める額とし、同一の者が交付を受けることができる限度は当該年度内につき別表の交付区分ごとに3回を限度とする。

(交付申請)

第4条 奨励金の申請は、大会終了後1年以内に大和町スポーツ支援奨励金申請書(様式第1号)に次に掲げる各号の書類を添付して行うものとする。

- (1) 対象となる大会出場までの経緯経過が分かるもの(予選大会の結果等)
- (2) 出場する大会等の要項及び出場登録が分かるもの

(交付の方法)

第5条 奨励金は、個人は本人、団体は代表者の申請により、町が申請者に対し交付決定を通知し、口座振込により交付するものとする。ただし、出場選手が未成年者の場合は保護者が申請をするものとする。

(報 告)

第6条 奨励金の交付を受けた個人または、団体は大会終了後、2週間以内にその結果を参加報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 奨励金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金の全部又は一部を返還しなくてはならない。

- (1) 自己の都合により大会等に出場しなかった場合
- (2) 不正な方法で奨励金の交付を受けた場合
- (3) 奨励金の交付後に第2条の掲げる各号に該当しないことが判明した場合

(補 則)

第8条 この要綱に定めない事項及び疑義ある事項については、町長と協議の上教育委員会が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成12年4月1日より施行する。
2. この要綱の施行により、スポーツ少年団等大会参加経費に関する補助金交付要綱（平成6年9月制定）は、廃止する。
3. この要綱は、平成17年4月1日より施行する。
4. この要綱は、平成25年9月1日より施行する。
5. この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

この要綱による改正後の別表の対象は、令和7年4月1日以降に開催されたスポーツ大会とし、それ以前に開催されたスポーツ大会については従前の別表によるものとする。

別表

大会区分	交付区分	交付金額	交付基準及び要件
東北大会	個人競技（種目）に出場	対象者1名につき10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・県大会以上の予選会又は選抜を経て出場する選手
	団体競技に一人として出場		<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・県大会以上の予選会又は選抜を経て出場する選手 ・所属団体の所在地は問わない
	東北総合スポーツ大会に出場		<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・宮城県選手団として出場する場合 ・大学生は、保護者等が町内在住の場合、本人の所在地に係わらず対象とする。
	団体競技に出場する団体	1団体につき上限100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・県大会以上の予選会又は選抜を経て出場する場合（大会等に登録する選手、監督、コーチ等も含む） ・大和町内の小中学校及び団体（サークル・企業等）であること ・対象者が9名以下の場合、対象人数に10,000円を乗じた額を交付する
全国大会	個人競技（種目）に出場	対象者1名につき20,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・県大会以上の予選会又は選抜を経て出場する選手
	団体競技に一人として出場		<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・県大会以上の予選会又は選抜を経て出場する場合 ・所属団体の所在地は問わない
	国民スポーツ大会に出場		<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・宮城県選手団として出場する場合 ・大学生は、保護者等が町内在住の場合、本人の所在地に係わらず対象とする

	団体競技に出場する団体	1団体につき 上限 200,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・県大会以上の予選会又は選抜を経て出場する場合（大会等に登録する選手、監督、コーチ等も含む） ・大和町内の小中学校及び団体（サークル・企業等）であること ・対象者が9名以下の場合は、対象人数に 20,000 円を乗じた額を交付する
国際大会 （2カ国から行われる交流競技会）	個人競技（種目）に出場	対象者1名につき 30,000 円	・大和町内に在住していること
	団体競技に一員として出場		<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・所属団体の所在地は問わない
世界大会 （数カ国以上で行われる世界大会）	個人競技（種目）に出場	対象者1名につき 50,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・国内大会以上の予選会又は選抜を経て出場する場合 ・所属団体の所在地は問わない
	団体競技に一員として出場		<ul style="list-style-type: none"> ・大和町内に在住していること ・日本選手団として出場する場合 ・大学生は、保護者等が町内在住の場合、本人の所在地に係らず対象とする

※ 同一大会等で重複して交付は受けられないものとする。